

令和4年度 第1回 能登町入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和4年5月26日(木) 午後1時30分～3時00分 能登町役場3階 302会議室		
出席委員	<p>【委員長】 角 弘子 出席</p> <p>【職務代理】 芦田 正良 欠席</p> <p>鍛冶 武司 出席</p> <p>橋 重克 出席</p> <p>山根 敏秀 出席</p> <p>(※敬称略)</p>		
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶 能登町指名審査委員会委員長 副町長 田代 信夫</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>(2) 入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議</p> <p>(3) 談合情報についての報告及び審議</p> <p>(4) 審議対象工事の抽出結果について</p> <p>(5) 審議対象工事の審議</p> <p>(6) その他</p> <p>4 閉 会</p>		
審議対象期間	令和3年度(下半期) 【令和3年10月1日～令和4年3月31日】		
抽出工事	5件 (予定価格が130万円超の建設工事 67件 (一般1件、指名60件、随契6件)のうち)		
	一般競争入札	1件	・令和3年度 ラプロ恋路 給湯設備改修工事
	指名競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 緊急自然災害防止対策事業 普通河川山崎川護岸工事 ・令和3年度 浄化槽市町村整備推進工事(その17 真脇) ・令和3年度 緊急自然災害防止対策事業 五十里地区復旧工事
随意契約	1件	・令和3年度 道路メンテナンス事業(孫三橋)A2橋台撤去に伴う附帯工事	

委員からの質問及びそれらに対する町の回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	<u>具申なし。</u>

別紙

質問・意見	回答
<p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>・指名審査委員会の開催状況は。</p> <p>・最低制限価格の算出方法について、県内の他市町と同じなのですか。</p> <p>・改正された能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱の指名審査委員会委員の構成についての条項で、「委員会の委員は副町長、総務課長、関係課長等をもって充てる。」となっていて、「関係課長等」が誰なのか分からないが、委員は決まった人がいるのか。 関係課長等の定義を決めておかないと、恣意的な運用をしているように見えかねないと思います。</p>	<p>・町では毎月2回の計画で入札執行をしており、その都度指名審査委員会を開催し、それぞれの入札案件について指名する業者を選定しています。</p> <p>概ね2週間に1回開催しています。</p> <p>・国の各省庁などで構成されている「中央公契連」という協議会で、毎年必要に応じて入札に関する基準等が審議され、そこで決定した内容が県を通じ、町に通知されております。</p> <p>石川県も含め、最低制限価格制度を導入している県内のすべての市町が、そこで決定した内容に準じた最低制限価格の設定を行っています。</p> <p>・工事の発注が多い課の課長を年度当初に選任しています。</p>
<p>(2) 入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議</p>	<p>・「該当案件無し」と報告</p>
<p>(3) 談合情報についての報告及び審議</p>	<p>・「該当案件無し」と報告</p>

質問・意見	回答
<p>(4) 審議対象工事の抽出結果について</p> <p>(5) 審議対象工事の審議</p> <p><一般競争入札分> 「令和3年度 ラプロ恋路 給湯設備改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 要件を満たす申請可能業者数が8者で、実際に申し込みがあったのが3者であり、申し込みが無かった5者についての理由はわかるのか。 電子入札で行われたのか。 <p><指名競争入札分> 「令和3年度 緊急自然災害防止対策事業 普通河川山崎川 護岸工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「くじ」による落札となっているが、くじ引きは、後日行われるのか。 同額でくじ引きとなる入札は多くあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 能登町入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、抽出委員が審議対象工事の抽出結果を報告した。(抽出委員が令和4年4月22日に能登町役場302会議室において、入札方式別に「くじ引き」より抽出) 理由については、様々な要因があるかと思われませんが、申し込みが無かった者への理由の確認は行っていません。 電子入札で執行しました。 「くじ」による落札については、電子入札による執行の場合は「電子くじ」によって行われ、電子入札システムにより開札日と同日に行っています。 紙入札の場合は、入札会場で開札後に同額で入札した者が、「くじ」を引き落札者を決定しています。 令和3年度に執行した248件の入札のうち、くじ引きとなった入札は6件でした。

質問・意見	回答
<p>「令和3年度 浄化槽市町村整備推進工事 (その17 真脇)」</p> <p>・ 質疑等無し</p> <p>「令和3年度 緊急自然災害防止対策事業 五十里地区復旧工事」</p> <p>・ 入札結果の備考欄に「無効」と記載されている業者がいるが、どういうことか。</p> <p>・ 年間通して何件もあるのか。</p>	<p>・ 建設工事の入札は、見積内訳書の添付を義務付けており、見積内訳書の金額と入札額が不一致だったため、当該入札書を無効としました。</p> <p>・ 無効の入札書があった入札の集計は行っておりませんが、年間通して数件ありました。</p>
<p><随意契約分></p> <p>「令和3年度 道路メンテナンス事業 (孫三橋)A2 橋台撤去に伴う附帯工事」</p> <p>・ 随意契約の理由となった地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の条文は配布された資料で確認できるか。</p> <p>・ 随意契約の方が金額的に有利ということか。</p> <p>・ 随意契約の理由や業者の選定について特に問題は無いですが、本体工事をするときに、復旧することを条件に石垣を取り壊してい</p>	<p>・ 資料「その他」の8ページに記載されています。第6号は「競争入札に付することが不利と認められるとき」となっています。</p> <p>・ 金額的なものもそうですが、この附帯工事については、本体工事を取り壊した個人宅の石垣の復旧がありまして、本体工事を受注した業者が施工することで、工期の短縮や円滑な施工が見込めることで、随意契約としました。</p> <p>・ 様々な理由があり、本体工事の附帯工事として発注することとなりました。</p>

質問・意見	回 答
<p data-bbox="225 284 783 414">るかと思われしますので、それならば取り壊しと復旧を別々にするのではなくて、併せて発注したほうが安価になるのでは。</p> <p data-bbox="240 524 400 560">(5) その他</p>	<p data-bbox="810 524 1364 607">・今回の開催を以て、現任期内における定例開催については最後となることを報告。</p>